

平成28年度事業計画

基本方針

平成28年度は、平成25年4月8日に「一般社団法人 日本身体障がい者水泳連盟」となり、社会的に認められた組織として活動を開始してから4年度目となる。当連盟を取り巻く環境は、平成25年9月7日に東京2020五輪・パラリンピック大会の開催が決定されて以降、他の障がい者のスポーツと同様に大きく変化が続いている。特に27年度は10月1日にスポーツ庁が発足するとともに、従来厚生労働省の障がい者のスポーツとして位置づけられていた取組みが本格的にスポーツ庁としての取組みとして加速され、オリンピックと同様の制度に大きく変化した年でもあった。

この変化は、歓迎すべき点も多々あるが、実態として多くの献身的なボランティアに支えられた未成熟な組織にとっては、依然厳しいものがある。

しかしながら、東京2020に向けて選手の強化や大会運営への準備など早期・着実に取り組むことは障がい者スポーツ競技のさらなる発展という視点からも、当連盟に課せられた使命であり、対応して行かなければならない。

27年度は、地域大会を始め、東日本大震災復興支援日本選手権大会を国際公認大会として宮城県で開催するとともに、初めて視覚障がい者の国際クラス分け、海外選手との交流事業などを実施した。また、11月10日以降日本財団パラリンピックサポートセンター内に東京オフィスを設置、東京での事務拠点を確保した。

リオ2016パラリンピックへ向けては、前哨戦である世界選手権に参加するとともに大会運営への調査なども行った。大会へは、マルチサポート体制の充実などもあって、ベテラン勢が順当にメダルを獲得。中でもS11木村敬一選手が、マルチメダリストとなりリオへの推薦内定を決めた。

本年度も定款に定めるパラリンピック活動を始め、社会的・公的な活動を進めていく。特に、多くの会員が楽しみにしている第33回日本選手権大会を「福岡市総合西市民プール」で開催するとともに、第34回大会の準備を進める。また、地域連盟の主催大会を支援する。

いよいよ本年度は9月にリオパラリンピックが開催される。リオは東京2020パラリンピックへの試金石でもある。

また、東京2020に向けてJISS/NTCなどの五輪との共用化がさら

に進むと同時に、育成強化拠点を関西地域に設置、専任コーチ体制の充実、強化拠点の複数化を目指すこと等により、さらに選手強化に取り組む。

これらの事業推進にあたっては、(公財)日本障がい者スポーツ協会の「日本の障がい者スポーツの将来像(ビジョン)」や日本パラリンピック委員会の方針などとも連携を図っていく。

昨年度連盟内に特別委員会として「東京2020強化推進委員会」を設置したが、さらに五輪組織との連携を図っていく。

一方、これら事業推進にあたっては、連盟の財政基盤や組織の充実が不可欠であり、日本財団パラリンピックサポートセンターとの連携の下、体制の強化やスポンサー獲得に全力をあげ、課題解決に精力的に取り組む。

1、 競技会開催及び支援事業

- ・地域連盟主催の地域大会を支援する
- ・第33回大会を福岡県で開催し、水泳競技を通して障がい者のスポーツの振興と社会参加を促進する
- ・第34回大会の準備を進める
- ・昨年度から関東圏で実施されるジャパンパラ水泳競技大会を共催するとともに、2020東京を見据えて、大会運営体制構築を進める
- ・静岡記録会をIPC公認大会として引き続き実施する
- ・障がい者のシンクロナイズドスイミングフェスティバルなど水泳水中運動事業等の後援を行う
- ・引き続き大会の記録などを整理し、日本記録公認やWebで記録が検索できる仕組みを運用する

2、 競技力向上事業

- ・強化指定・育成指定選手制度の充実と運用を図る
- ・強化・育成指定選手などの合宿を開催する
- ・強化・育成指定選手などの海外大会派遣を実施する
(リオパラリンピック及び海外大会参加など)
- ・強化・育成指定選手などの医科学支援を行う
- ・日本パラリンピック委員会とともに、東京2020パラリンピックに向けて育成強化拠点など練習環境の改善、選手の強化・発掘など諸事業に取り組む。また、発掘からトップアスリートまでのパスウェイ構築を検討する

- ・国際パラリンピック委員会水泳部門との情報連絡など連絡調整事務を推進する
- ・(公財)日本水泳連盟との関係強化を始め、障がい者の水泳競技の普及などのため障がい者他団体と設立した「日本障がい者水泳協会」を支援する
- ・その他競技力向上に関する事務を行う

3、 研修会及び競技普及事業

- ・地域連盟主催の普及活動を支援し、会員獲得への一助とする
- ・東京2020パラリンピックを踏まえ、新たな指導者及び技術支援会員等人材の質的・量的確保を行うため、国際役員等を招へい、研修会を実施する
- ・国際審判員やクラス分け委員を養成するため、国内の研修プログラムを充実する他、国際パラリンピック委員会などの研修に派遣をする
- ・会員のコンプライアンスなど競技上のルールを含め社会的に要請されている課題の研修などを機会あるごとに実施する

4、 総務関係事業

- ・会員等登録管理事業を実施、充実を図る
- ・事務管理の改善を図り、連盟運営体制の充実を図る
- ・ホームページなど広報事業を充実・実施する
- ・日本財団パラリンピックサポートセンター事業や経済界からの支援を得る他、協賛企業・賛助会員など獲得推進を実施し、ブランド化や体制基盤の充実を図る